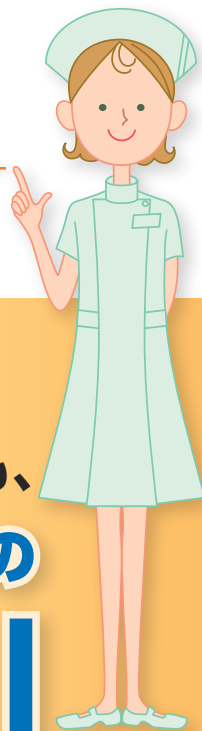


自由診療保険
MEDCOM
メディコム



■ ガン保険

入院にも、通院にも、
先進医療にも、自由診療にも、

ベストな治療を目指すための

「ガン保険」

入院は無制限、通院は5年ごとに1,000万円まで、
ガン治療にかかった費用を補償



セコム損保は、乳ガンの早期発見、
診断、治療の大切さを伝える
ピンクリボン運動を応援しています。

セコム

セコム損害保険株式会社

当社は、暮らしに安心をお届けする **SECOM** グループの一員です。

2010年4月1日以降保険始期用

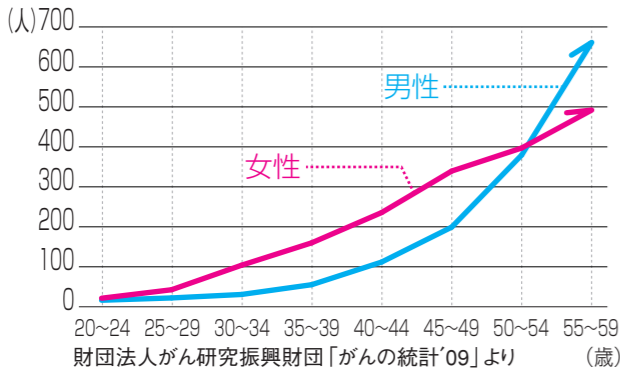


心配なガン、 あなたの備えは万全ですか？

年齢の上昇とともに、ガンの不安は増していきます。

■ ガンにかかる率(人口10万人に対する罹患患者数)

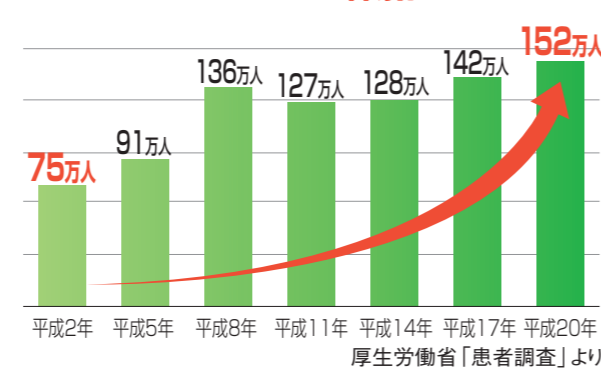
ガン患者は、**30代後半から急増!**



ガンの患者数も年々増えています。

■ ガン患者数の伸び

18年間で約77万人も増加!



どんなガンが多いのでしょうか？

■ かかりやすいガン(罹患数)の順位

国立がんセンターがん対策情報センター(2003年)

	1位	2位	3位	4位	5位	備考
男性	胃ガン	肺ガン	前立腺ガン	結腸ガン	肝臓ガン	結腸ガンと直腸ガンを合わせた大腸ガンは2位
女性	乳ガン	胃ガン	結腸ガン	子宮ガン	肺ガン	結腸ガンと直腸ガンを合わせた大腸ガンは2位

↓ そんなガンにかかってしまうと... ↓

ガンの治療にはお金がかかります。

■ 肺ガンで3週間入院し、重粒子線治療を受けた場合の例

放射線医学総合研究所 監修

治療費の自己負担額(高額療養費・附加給付の還付前)は、**338万9千円**となります!

	治療費	自己負担率	自己負担額
入院費用・検査・投薬・処置料	830,000円	30%	249,000円
重粒子線治療(先進医療・全額自己負担)	3,140,000円	100%	3,140,000円
合計自己負担額(高額療養費・附加給付の還付前)			3,389,000円

※入院費用・検査・投薬・処置料には個人差があり、治療された方によって治療費に幅があります。上記治療費はそのうちの一例(目安)となります。

用語解説 重粒子線治療とは？

厚生労働大臣が先進医療として認定している治療法で、放射線の一種である重粒子線を照射することにより、正常組織の損傷を極力おさえ、ガン細胞を的確に死滅させるといわれています。ただし、先進医療の費用は健康保険等(公的医療保険)が適用されないため、全額自己負担となります。

ベストな治療を目指すために!!

自由診療保険

MEDCOM なら、一時金に加え、

メディコム

ガン治療にかかった費用を補償します。



3つの特長

特長 1

ガン(悪性新生物や上皮内新生物)と診断確定されたとき
一時金100万円をお支払い

「入院」なしの「通院」だけでも補償!!

特長 2

ガン治療にかかった費用を補償

- 入院治療費は無制限、通院治療費は5年ごとに1,000万円まで
- 通院治療費としてセカンドオピニオン外来の費用も補償

特長 3

健康保険等の**自己負担分(通常3割の一部負担金※)**だけでなく
全額自己負担となる先進医療や自由診療も補償

※一部負担金は年齢や所得によって異なります。

用語解説

●通常の保険診療とは？

国民健康保険法や健康保険法などにより定められている診療で、通常私たちが医療機関で受けている治療のことです。
→治療費のうち、通常、7割を国民健康保険や健康保険組合などが負担し、残りの3割を患者が自己負担(一部負担金)

●先進医療とは？

厚生労働大臣が定める高度な医療技術を用いた療養のことです。
(将来に向けて健康保険等の適用が検討されています。)

→「先進医療」の治療費は全額自己負担

●自由診療とは？

健康保険等を使用せずに治療を受けることです。ガンに有効な新しい治療法が世界中で開発される中で、国内未承認の抗ガン剤などによる治療は、健康保険等(公的医療保険)が適用されず、先進医療にもあたらないため、「自由診療」で受けることになります。

(一連の治療で、健康保険等を適用した治療との併用(混合診療)は、現在の医療保険制度では認められていません。)

→本来健康保険等が適用される治療も含め、すべての治療費が全額自己負担

<治療費の自己負担部分(割合)とメディコムの補償範囲イメージ図>



※一部負担金は年齢や所得によって異なります。




※高額療養費制度により、高額療養費の払戻しを受けることができます。

MEDCOM は、ガン治療にかかった費用を補償するガン保険です。

ベストな治療を目指すために!!
納得の補償内容

待機期間を除く保険期間中にかかったガン（悪性新生物や上皮内新生物）の診断や治療の際に、下表の保険金をお支払いします。
● 保険金の支払責任は、保険期間の初日からその日を含めて91日目開始します。
● 詳細は、「重要事項説明書」「ご契約のしおり・普通保険約款および特約」「本パンフレット7ページのメディコムQ&A」等をご覧ください。

（90日の待機期間があり、この間に診断確定された場合は補償されません。）
フレット7ページのメディコムQ&A等をご覧ください。

【保険期間:5年】(90歳まで自動更新)		お支払いする保険金について		お支払い回数などの補足説明	◇ご注意いただきたいこと
ガン診断保険金	 <p>ガン（悪性新生物や上皮内新生物）と診断確定されたとき</p>	<p>一時金</p> <p>100万円</p>		ガン診断保険金が支払われることとなった最終の診断確定日から3年経過後であれば何度でもお支払いします。	ガン診断保険金が支払われることとなった最終の診断確定日からその日を含めて3年以内に再びガンと診断確定された場合は、お支払いの対象外となります。
ガン入院保険金	 <p>診断確定されたガン（悪性新生物や上皮内新生物）の治療目的で入院したとき</p>	<p>ガン治療にかかった費用を無制限に補償</p>	<p>公的保険診療の場合</p> <p>次のガン治療費等と同じ額</p> <p>①一部負担金 （自己負担となる通常3割の） ※一部負担金は年齢や所得によつて異なります。 ※高額療養費制度により、高額療養費の払戻しを受けることができます。</p> <p>②先進医療等の費用 （差額ベッド代を除く保険外併用療養費） 制度における費用</p> <p>③診断書等の文書料</p>	入院日数による制限はありません。	<p>①次の範囲はお支払いの対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・差額ベッド代 ・貸テレビ代・新聞代・特別メニューの食事代等、直接治療に関係しない諸雑費 ・ガンの診断確定を主な目的とした、検査のための入院 ・ガンの再発・転移の診断を主な目的とした、診療または検査のための入院 ・ガンの手術により失われた形態または機能を改善する形成再建手術等（二次的乳房再建手術等）を行うことを主な目的とした、自由診療による入院 <p>②自由診療としての補償は、入院する医療機関が協定病院またはセコム損害保険が認めた医療機関であること、および医師による入院診療計画に健康保険等（公的医療保険）の給付対象とならないガンの診療が含まれていることが条件となります。</p>
ガン外来保険金	 <p>診断確定されたガン（悪性新生物や上皮内新生物）の治療目的で通院したとき</p>	<p>ガン治療にかかった費用を最大1,000万円まで補償</p> <p>※契約更新時（5年ごと）に、補償額が1,000万円に復元します。</p>	<p>自由診療の場合</p> <p>①治療にかかった費用</p> <p>②診断書等の文書料</p>	<p>①通院日数による制限はありません。</p> <p>②入院前後の通院や、入院をとまわらない通院も補償します。</p> <p>③通院の補償にはセカンドオピニオン外来の費用も含まれます。</p>	<p>①次の範囲はお支払いの対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・往診による治療 ・交通費・宿泊費等、直接治療に関係しない諸雑費 ・ガンの診断確定を主な目的とした、検査のための通院 ・ガンの再発・転移の診断を主な目的とした、診療または検査のための通院 ・ガンの手術により失われた形態または機能を改善する形成再建手術等（二次的乳房再建手術等）を行うことを主な目的とした、自由診療による通院 <p>②自由診療としての補償は、通院する医療機関が協定病院またはセコム損害保険が認めた医療機関であること、および医師による通院診療計画に健康保険等（公的医療保険）の給付対象とならないガンの診療が含まれていることが条件となります。</p>



◇ガンと診断されたら...

治療を始める前に、すぐに当社のメディコム・ナースコールセンターにお電話ください。
自由診療にも対応する当社の協定病院をご案内します。自由診療としての補償は、当社の協定病院もしくは当社が認めた医療機関での治療に限られますので、治療開始前にご連絡いただくことがとても重要です。

◇ご契約者専用サービス
安心のためのサービス

サービス1 当社の協定病院をご案内
●自由診療にも対応する複数の協定病院を
※当社の協定病院数は、全国で約230と（最新の協定病院リストは、当社メディコムのHP（http://www.medcom.jp/）をご覧ください。）
※協定病院以外の医療機関で公的保険診療には、その医療機関が当社の協定基準
●当社の協定病院に自由診療で入院する場合、にかわり当社が直接医療機関へお支払い安心して治療に専念できます。

看護師資格のある当社スタッフがご対応します。
（メディコム・ナースコールセンター）

- サービス2 セカンドオピニオン外来がある医療機関をご案内**
セカンドオピニオン外来では、治療法に対する不安を解消したり、他にどのような治療法があるのか等を、主治医以外の医師の意見を聞くことができます。
- サービス3 ガンに関するご相談受付**
検査や治療法などガン治療に関する一般的な情報についてご相談いただけます。

お申し込み条件について

1.ご加入される方（被保険者）の年齢が、満6歳から満74歳であること。

※保険期間の初日の年齢となります。

2.今まで、ガン（悪性新生物や上皮内新生物）にかかったことがないこと。

- ◆お申込みの際に、医師の診断書は必要ありません。ご健康状態を「契約申込書・告知書」にご記入ください。
- ◆ご健康状態によってはお申し込みをお引き受けできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ◆契約更新時には上記の条件は適用されず、保険期間満了の2ヶ月前までに更新しない旨のご連絡をいただかない限り、満90歳になるまで自動更新されます。

【ご参考】当社は、「乳ガンをご経験された女性のためのガン保険」も取り扱っております。詳しくは、当社もしくは当社代理店にお問い合わせください。

【保険期間:5年】(90歳まで自動更新)

月払保険料表

◆保険料はご加入される方（被保険者）の「性別」と「ご加入時（保険期間の初日）の満年齢」で決まります。

◆**保険期間は5年で、保険料はご加入時から5年間（更新時まで）は変わりません。**
更新後の保険料は更新時の満年齢によって決まります。（ただし、下表の保険料は将来変更される場合があります。）

※保険料は生命保険料控除の対象となります。

2010年3月1日現在

ご加入時 (保険期間の初日)の満年齢	男性	女性
6歳	1,340円	1,510円
7	1,340	1,510
8	1,340	1,510
9	1,340	1,510
10	1,340	1,510
11	1,340	1,510
12	1,340	1,510
13	1,340	1,510
14	1,340	1,510
15	1,340	1,510
16	1,340	1,510
17	1,340	1,510
18	1,340	1,510
19	1,340	1,510
20	1,340	1,510
21	1,340	1,510
22	1,340	1,510
23	1,340	1,510
24	1,340	1,510
25	1,350	1,560
26	1,360	1,610
27	1,380	1,680
28	1,390	1,760
29	1,410	1,840
30	1,430	1,920
31	1,460	2,010
32	1,480	2,100
33	1,510	2,190
34	1,550	2,290
35	1,590	2,390
36	1,640	2,550
37	1,700	2,740
38	1,770	2,930
39	1,850	3,140
40	1,930	3,350

ご加入時 (保険期間の初日)の満年齢	男性	女性
41歳	2,030円	3,590円
42	2,130	3,830
43	2,240	4,090
44	2,370	4,330
45	2,610	4,550
46	2,910	4,750
47	3,240	4,940
48	3,610	5,110
49	4,020	5,280
50	4,460	5,460
51	4,740	5,560
52	5,040	5,670
53	5,350	5,770
54	5,700	5,860
55	6,060	5,920
56	6,450	5,960
57	6,860	5,980
58	7,290	5,980
59	7,770	6,010
60	8,310	6,080
61	8,890	6,200
62	9,530	6,360
63	10,210	6,560
64	10,920	6,770
65	11,660	6,980
66	12,430	7,210
67	13,220	7,440
68	14,030	7,690
69	14,810	7,930
70	15,550	8,190
71	16,240	8,450
72	16,900	8,710
73	17,520	8,980
74	18,110	9,250

特にご注意いただきたい重要なお知らせ

1 保険責任開始期について

保険金の支払責任は、保険期間の初日からその日を含めて91日目に開始します。（更新後の契約は、更新前の契約に引き続き、保険期間の初日から補償します。）

2 告知・通知について

(1) 契約締結時における注意事項（「契約申込書・告知書」記入上の注意事項）

- ①ご契約者、被保険者には、ご契約時において、当社が「契約申込書・告知書」で告知を求める◆印の事項（告知事項）について、事実を正確に告知していただく義務（告知義務）があります。告知いただかなかった場合や、告知した内容が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。ご契約に際して、今一度ご確認ください。

【告知事項】（「契約申込書・告知書」における◆印の事項）

- ◆被保険者の性別
- ◆被保険者の生年月日
- ◆告知書の質問事項（被保険者の現在の健康状態・過去の病歴など）

②現在の健康状態・過去の病歴などに関するご記入は、公平な引受判断のための重要な事項です。必ず被保険者または親権者の方が漏れなく正確にご記入ください。

③当社の代理店等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。必ず「契約申込書・告知書」にご記入ください。

④現在の健康状態・過去の病歴などに関するご記入内容によっては、ご契約のお引き受けができない場合があります。

⑤「契約申込書・告知書」のご記入事項について、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、ご契約日から5年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。この場合には、保険金をお支払いする事由が発生していても、保険金のお支払いができないことがあります。

(2) 契約締結後における留意事項

①被保険者に保険金の支払事由（ガンの診断確定等）が生じた場合には、すぐに当社のメディコム・ナースコールセンターへご通知ください。

②ご契約者の住所などを変更される場合は、当社のメディコム・コンタクトセンターまでご通知ください。ご通知いただかないと、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

3 クーリングオフについて（契約の申込みの撤回等）

この保険はクーリングオフ制度の対象となります。ご契約のお申し込み後であっても、お客様がご契約を申し込まれた日またはクーリングオフに関する説明書（注意喚起情報）を受領された日のいずれか遅い日から8日以内であれば、クーリングオフを行うことができます。

ただし、次の契約は、クーリングオフ制度の対象外となります。

- ・営業または事業のためのご契約
- ・法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約
- ・金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を補償するためのご契約（保険金請求権に質権が設定されたご契約等）

4 返戻金等について

この保険には、解約返戻金・満期返戻金・契約者配当金はありません。

5 保険金の代理請求制度について

被保険者本人が保険金の請求ができない場合（医師からガンの告知を受けていないため自らの病名を知らない場合・高度障害状態の場合等）は、当社の承認を得て、被保険者の配偶者等が代理人として保険金請求できる制度があります。詳しくは、「その他ご注意いただきたいこと」「ご契約のしおり」等をご覧ください。

6 当社代理店（含む契約取扱者）について

この保険の契約に際して、当社代理店（含む契約取扱者）は保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

7 ご契約に際しましては、必ず「重要事項説明書」「ご契約のしおり・普通保険約款および特約」をご覧ください。

ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい次の事項を記載しています。

「保険の仕組みおよび引受条件」「重大事由による解除」「無効、失効、取消しについて」「保険会社破綻時の取扱い」「保険の苦情に関する問合せ先」等

ご契約のながれ

●詳細については、ご契約のしおりをご覧ください。

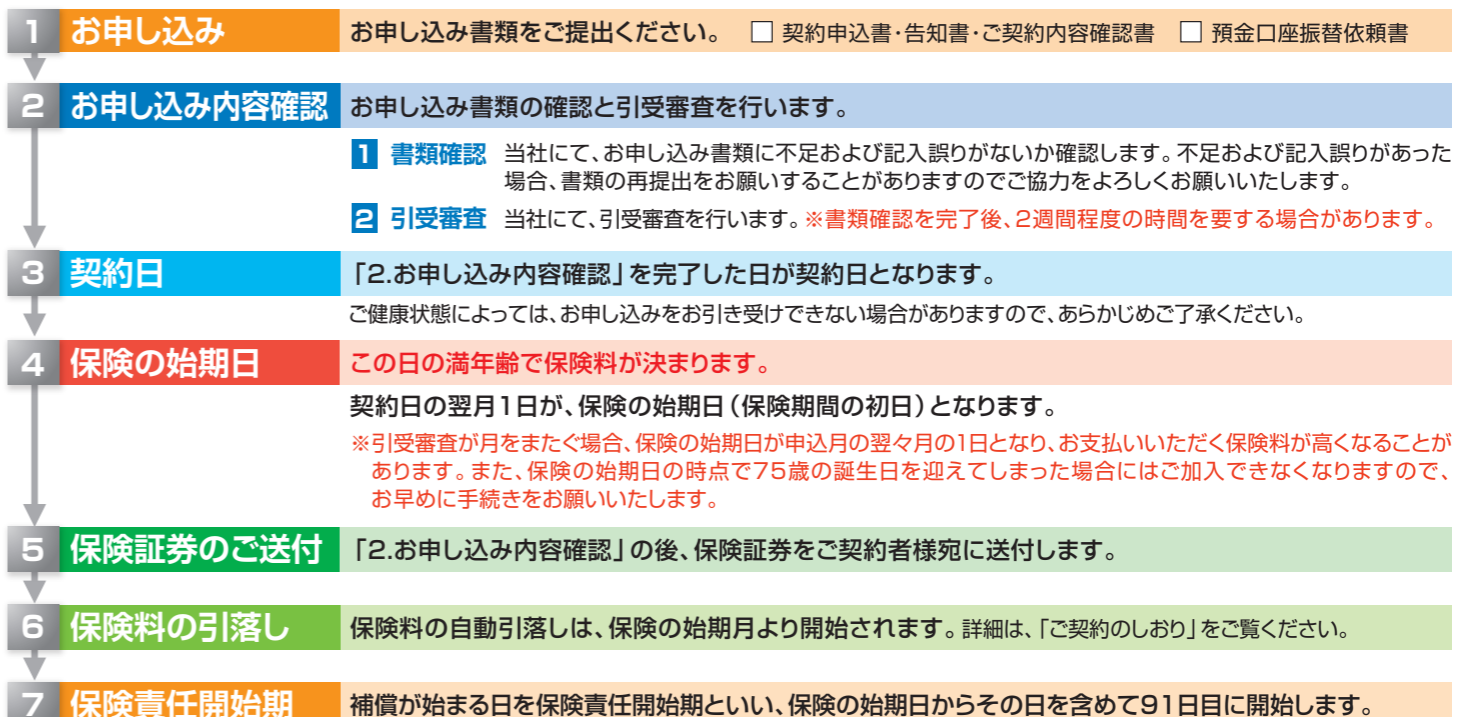
お申し込み手続きでご不明な点は、当社のメディコム・コンタクトセンター

セコムにハイロー

0120-756-286

までお問い合わせください。

受付時間（祝日・年末年始を除く）月曜～金曜 9:00～17:00





Q1 他保険会社のガン保険に加入していますが、メディコムにも加入できますか？

A ご加入いただけます。
他保険会社のガン保険に加入している場合でも、原則として、メディコムの保険金は全額支払われます。
詳しくは、下表をご覧ください。

ガン診断保険金	全額お支払いします。
ガン入院保険金 ガン外来保険金	原則として、全額お支払いします。 ※今後、「自由診療によるガン治療にかかった費用を補償する保険」がメディコム以外に販売され、お客様がその保険とメディコムの両方に加入されている場合、その保険から支払われた保険金があるときは、その額を差し引いてお支払いする可能性があります。

Q2 メディコムで支払いの対象とならない自由診療とはどのような範囲をいいますか？

A 例えば、科学的に臨床上の有効性が確認されていない健康食品・民間療法等、医師が医学的に有効であると認めない治療は、お支払いの対象になりません。

Q3 協定病院以外の医療機関では自由診療は受けられないのですか？

A 協定病院以外の医療機関でも、厚生労働大臣により指定を受けているがん診療連携拠点病院またはそれに準ずる医療機関であると当社が認めた医療機関であれば、自由診療による治療を受けることができます。
詳しくは、ご契約のしおりの「協定病院等について」をご覧ください。

Q4 メディコムで支払いの対象となる「ガン」とは何ですか？

A 悪性新生物および上皮内新生物（上皮内ガン等）を指します。
詳細は、「普通保険約款」をご覧ください。

Q5 ガンと診断されました。いつ頃までにセコム損害保険に連絡すればいいですか？

A 治療を始める前にすぐに当社の「メディコム・ナースコールセンター」にご連絡ください。
自由診療にも対応する当社の協定病院をご案内します。
自由診療としての補償は、当社の協定病院もしくは当社が認めた医療機関での治療に限られますので、治療開始前に必ずご連絡くださるようお願いいたします。（連絡先は保険証券に記載）

Q6 保険期間は何年ですか？

A 保険期間は5年で、90歳まで自動更新されます。
なお、最終の契約は、満期日時点の年齢が90歳になるように年単位で保険期間を短縮する場合があります。

Q7 高額療養費や附加給付とは何ですか？

A 健康保険等（公的医療保険）が適用される治療の自己負担額が高額になる場合、自己負担限度額（年齢や所得によって異なります）を超えた部分が払い戻される高額療養費制度があります。また、健康保険組合や共済組合等にご加入されている方は、高額療養費とは別に、各組合から独自に支払われる附加給付を受け取れる場合があります。
詳細は、ご加入されている健康保険組合や共済組合等にお問い合わせください。

●記載の内容および保険料は、2010年4月1日以降保険始期の契約における商品の概要を説明したものです。●「自由診療保険メディコム」は、新ガン治療費用保険のペットネームです。●「MEDCOM」及び「メディコム」は、「自由診療保険」に関するセコム損害保険株式会社の商標です。

引受保険会社

信頼される安心を、社会へ。

SECOM セコム損害保険株式会社

〒102-8645 東京都千代田区平河町2丁目6番2号 セコム損保ビル

www.secom-sonpo.co.jp